

報道関係者 各位

令和5年10月31日発表

【照会先】

総務部 労働保険徴収課

課長 井上 直人 (内線 4800)

適用指導官 岡部 良成 (内線 4854)

適用指導官 川畑 真紀 (内線 4854)

(代表電話)092 (411) 4861

(直通電話)092 (434) 9835

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

～労働保険制度の周知と

未手続事業に対する指導を強化します～

労働保険は、「労働者の工作中や通勤中の負傷、疾病に備える労災保険」と「労働者の休業や失業に備える雇用保険」により構成される政府所管の保険制度で、労働者のセーフティネットとして機能するとともに、労働行政における各種施策の財政基盤として重要な役割を担うものであり、制度の適切な運営と費用負担の公平が求められています。

厚生労働省は11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開することとしており、福岡労働局（局長 小野寺徳子）においても、より一層の労働保険制度周知・広報活動を行い、自主的な加入手続への指導を強化します。

【福岡労働局における広報活動】

【期間】

令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）

【広告形態】

ポスターまたはデジタルサイネージを使った広告掲示

※ポスター、デジタルサイネージには、福岡労働局労働保険制度周知ページへリンクする二次元コードを貼付。

【掲示場所】

- ① JR駅構内（デジタルサイネージ）
博多駅・小倉駅・折尾駅
- ② JR九州車両811系フロントまたはバックドア横（ポスター）
- ③ 福岡市営地下鉄全線車両内窓上（ポスター）